

平成28年第2回  
笠置町議会臨時会会議録  
(第1号)

平成28年11月1日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第2回（臨時会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成28年11月1日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年11月1日 10時00分		臨時議長	松 本 俊 清		
	散 会	平成28年11月1日 13時40分		議長	杉 岡 義 信		
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
4	田中良三	○	8	杉岡義信	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税 住 民 課 長	石川久仁洋	○	
保健福祉 課 長	東 達廣	○					
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員		田中良三			向出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成28年第2回笠置町議会臨時会会議録

平成28年11月1日～平成28年11月1日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

平成28年11月1日 午前10時00分開議

1. 臨時議長選任
2. 臨時議長あいさつ
3. 議員自己紹介
4. 町長あいさつ
5. 管理職職員自己紹介
6. 開会宣告
7. 議事日程報告

日程第1. 仮議席の指定

日程第2. 議長選挙

追加日程第1号

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 副議長選挙の件

日程第4. 議席の指定

日程第5. 常任委員選任の件

日程第6. 議会運営委員選任の件

日程第7. 国民健康保険山城病院組合議会議員選挙の件

日程第8. 相楽郡広域事務組合議会議員選挙の件

日程第9. 相楽中部消防組合議会議員選挙の件

日程第10. 加茂・笠置組合議会議員選挙の件

日程第11. 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

日程第12. 相楽東部広域連合議会議員選挙の件

日程第13. 京都地方税機構議会議員選挙の件

日程第14. 同意第2号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件

日程第15. 決議第1号 いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議

日程第16. 委員会の閉会中の継続調査の件

開 会 午前10時00分

事務局長（藤田利則君） 皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から始めさせていただきます。

私、議会事務局長の藤田でございます。後ろに控えておりますのが局長補佐の穂森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様におかれましては、このたびの議会議員選挙におきましてのご当選、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の松本俊清議員をご紹介いたします。

松本俊清議員、議長席にお着きください。

（松本俊清君議長席に着席）

臨時議長（松本俊清君） ただいま紹介されました松本俊清です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうかよろしくお願ひします。

お諮りします。このたびお互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますので、自己紹介をお願ひいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

臨時議長（松本俊清君） ご異議がないようであります。それではただいまより自己紹介を田中良三議員より順次、横にお願ひいたします。

1番（田中良三君） 田中良三です。少子高齢化、消滅都市とか抱える笠置町において、元気のあるまちづくりを目指しますのでよろしくお願ひします。

2番（向出健君） 向出健です。この度は皆さんの信任を受けまして、再び議会に送っていただきました。皆さんのご要望、期待に応えまして頑張ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

4番（西昭夫君） 新人の西昭夫です。一生懸命頑張りますので皆さん、よろしくお願ひします。

5番（大倉博君） 大倉博です。どうぞよろしくお願ひします。笠置町は人口減少、そして財政的には平成29年度の予算は国政調査により5年前から大変減ると思ひます。そういった面で財政事情が悪い中、これから私も全力を尽くして頑張りたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

6 番（西岡良祐君） 西岡良祐です。この度はどうもありがとうございました。この笠置町は今、地方創生の笠置町総合戦略を立てまして、今年度から真剣に取り組んでおります。これを私はずひやり遂げて行きたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

7 番（杉岡義信君） おはようございます。3期目当選、押し上げていただきました杉岡義信でございます。どうかひとつ、よろしくお願い申し上げます。

8 番（坂本英人君） 新人の坂本英人です。本当に今笠置が試されていると思います。次のこの場に立つ若い子たちが出てきてくれることを願いながら、その目標となれるような活動をしていきたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

臨時議長（松本俊清君） 松本俊清でございます。どうかよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

本日は初議会であり、ただいまから町長からあいさつをお受けしたいと存じます。町長。

町長（西村典夫君） 皆さん、おはようございます。平成28年第2回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様全員のご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。朝夕の冷え込みが進み、秋もいよいよ深まってまいりました。笠置の風景も紅葉に染まりつつあります。イベントの開催やハイキング客により街中も賑わいを呈していくことと思っております。

さて、皆さま方におかれましては、10月23日に執行されました笠置町議会議員一般選挙におきまして、見事当選をはたされました。誠にめでたうございます。心よりお祝いを申し上げます。皆様は笠置町のために、そして住民の皆様のためにと町への思いを訴えられ、ご当選の桂冠を勝ちとられました。熱意の賜物と存じております。笠置町はご存知のとおり、少子高齢化、人口減少が進み、財政的にも非常に厳しい状況が続いております。本年1月、2040年の目標人口を888人に設定して、笠置町まち・ひと・しごと創生戦略を策定致しました。平成27年度は先行型事業に取り組み、今年度は加速化交付金事業並びに推進交付金事業を加えて創生戦略に掲げている事業も必死に取り組んでいる最中でございます。住民の皆様が安心して暮らし続けられる町をめざし、行政と議会の二代表制のもと、両輪となって乗り越えていきたい、取組んでいきたいと存じております。

最後に、議員の皆様におかれましてはご自愛を賜りながら献身的な議員活動をお願いを申し上げます。簡単ではございますが、お祝いのあいさつとさせていただきます。

す。

臨時議長（松本俊清君） どうもありがとうございました。

今後4年間、我々任期中、執行部職員には何かとお世話になることと存じますので、管理職職員の職種、自己紹介をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

総務財政課長（前田早知子君） 総務財政課長の前田です。よろしくお願ひします。

企画観光課長（山本和宏君） 企画観光課長の山本でございます。よろしくお願ひします。

建設産業課長（市田精志君） 建設産業課長の市田です。よろしくお願ひします。

税住民課長（石川久仁洋君） 税住民課長の石川です。よろしくお願ひします。

保健福祉課長（東達廣君） 保健福祉課長の東です。どうぞよろしくお願ひします。

人権啓発課長（増田好宏君） 人権啓発課長の増田です。どうぞよろしくお願ひします。

臨時議長（松本俊清君） どうもありがとうございました。

---

臨時議長（松本俊清君） ただいまから平成28年第2回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布したとおりです。

---

臨時議長（松本俊清君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

---

臨時議長（松本俊清君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（松本俊清君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に田中良三君及び向出健君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

臨時議長（松本俊清君） 投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声)

臨時議長(松本俊清君) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長(松本俊清君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(点呼、投票)

臨時議長(松本俊清君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声)

臨時議長(松本俊清君) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。田中良三君及び向出健君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

臨時議長(松本俊清君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、杉岡義信君6票、向出健君1票、大倉博君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、杉岡義信君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

臨時議長(松本俊清君) ただいま議長に当選されました杉岡義信君が議場におられます。会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。議長承諾のあいさつをお願いします。

議長(杉岡義信君) ただいま議員各位のご推挙によりまして、議会議長の要職につくことになりました。誠に身に余る光栄でございます。その職務の重大さを痛感いたしております。もとより浅学非才の身であります。議会の円滑なる運営を図り、町政の進展と地方自治発展のために、最善の努力をいたすところでございます。ここに議員各位の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

臨時議長(松本俊清君) これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがと

うございました。

杉岡義信議長、議長席にお着きください。

---

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時40分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。お手許に配布した日程第1号を本日の日程に追加したいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1号を本日の日程に追加します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、1番田中良三君及び、2番向出健君を指名します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（杉岡義信君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に田中良三君及び向出健君を指名します。

投票用紙を配ります。



(投票用紙配布)

議長(杉岡義信君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声)

議長(杉岡義信君) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(杉岡義信君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(点呼、投票)

議長(杉岡義信君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声)

議長(杉岡義信君) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。田中良三及び向出健君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

議長(杉岡義信君) 選挙結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、松本俊清君5票、向出健君1票、田中良三君1票、大倉博君1票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって松本俊清君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(杉岡義信君) ただいま副議長に当選されました松本俊清君が議場におられます。

会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。副議長承諾のあいさつをお願いします。

副議長(松本俊清君) ただいま議員各位のご推挙により、副議長の重職に就くことになりました。誠に光栄に存じます。

議長と共に誠意を尽くし、公正と議会の円滑なる運営を図り、町政発展のために努

力をいたす所存であります。

議員各位のご支援とご協力をお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

議長（杉岡義信君） この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

日程第4、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第2項の規定により議長が定めることとなっておりますが、クジによってお決めいただきたいと思えます。

職員が封筒を持って回ります。封筒の中に議席番号が書いてあります。クジを引く順番は仮議席の順と決めさせていただきます。

（クジを引く）

議長（杉岡義信君） それではクジを引かれた議席にお着きください。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配布しました名簿のとおり、8人の全議員を指名したいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって常任委員はお手元に配りました名簿のとおり8人の全議員を選任することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり議長を除く7人の議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって議会運営委員はお手許に配りました名簿のとおり、議長を除く7人の議員を選任することに決定しました。

議長（杉岡義信君）この際、暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 05 分

再 開 午後 1 時 00 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します

総合常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

まず、総合常任委員会委員長に西岡良祐君、総合常任委員会副委員長に向出健君が就任されました。

次に、議会運営委員会委員長に田中良三君、議会運営委員会副委員長に西昭夫君が就任されました。

---

日程第 7、国民健康保険山城病院組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

国民健康保険山城病院組合議会議員に西岡良祐君、田中良三君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西岡良祐君、田中良三君を国民健康保険山城病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西岡良祐君、田中良三君が国民健康保険山城病院組合議会議員に当選されました。

ただいま国民健康保険山城病院組合議会議員に当選されました西岡良祐君、田中良三君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

議長（杉岡義信君） 日程第8、相楽郡広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

相楽郡広域事務組合議会議員に大倉博君、杉岡義信を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました大倉博君、杉岡義信を相楽郡広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました大倉博君、杉岡義信が相楽郡広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま相楽郡広域事務組合議会議員に当選されました大倉博君、杉岡義信が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第9、相楽中部消防組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しま

した。

相楽中部消防組合議会議員に田中良三君、杉岡義信を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中良三君、杉岡義信を相楽中部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました田中良三君、杉岡義信が相楽中部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま相楽中部消防組合議会議員に当選されました田中良三君、杉岡義信が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(杉岡義信君) 日程第10、加茂・笠置組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

加茂・笠置組合議会議員に向出健君、坂本英人君、西昭夫君、大倉博君、松本俊清君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました向出健君、坂本英人君、西昭夫君、大倉博君、松本俊清君を加茂・笠置組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました向出健君、坂本英人君、西昭夫君、大倉博君、松本俊清君が加茂・笠置組合議会議員に当選されました。

ただいま加茂・笠置組合議会議員に当選されました向出健君、坂本英人君、西昭夫君、大倉博君、松本俊清君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第11、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に向出健君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました向出健君を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました向出健君が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました向出健君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第12、相楽東部広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うこ

とに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

相楽東部広域連合議会議員に坂本英人君、西昭夫君、西岡良祐君、杉岡義信を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました坂本英人君、西昭夫君、西岡良祐君、杉岡義信を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました坂本英人君、西昭夫君、西岡良祐君、杉岡義信が相楽東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま相楽東部広域連合議会議員に当選されました坂本英人君、西昭夫君、西岡良祐君、杉岡義信が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(杉岡義信君) 日程第13、京都地方税機構議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に松本俊清君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました松本俊清君を京都地方税機構議会議員

の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました松本俊清君が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま京都地方税機構議会議員に当選されました松本俊清君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

---

議長(杉岡義信君) 日程第14、同意第2号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって西岡良祐君の退場を求めます。

(西岡良祐君退場)

議長(杉岡義信君) 提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 同意第2号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件についての提案理由を申し上げます。議会議員の任期満了に伴う選挙により、議会選出の監査委員を新たに選任するものでございます。

なお、任期は平成32年10月31日までとなっております。よろしくご審議のうえ、同意いただきますようお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(前田早知子君) 失礼します。それでは同意第2号、笠置町監査委員の選任について、同意を求める件についてご説明を申し上げます。この説明は議案書の朗読をもって代えさせていただきますのでよろしくお願い致します。

同意第2号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。平成委28年11月1日提出。笠置町長、西村典夫。

住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通91番地。

氏名、西岡良祐。

生年月日、昭和19年1月22日。満72歳。

以上です。

議長(杉岡義信君) 本件は質疑、討論を省略して採決したいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。この採決は挙手によって行います。

西岡良祐君を、笠置町監査委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、西岡良祐君の笠置町監査委員の選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

西岡良祐君の入場を求めます。

(西岡良祐君入場)

議長(杉岡義信君) 西岡良祐君に申しあげます。監査委員の選任の件は原案のとおり同意されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第15、決議第1号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。総合常任委員長、西岡良祐君。

総合常任委員長(西岡良祐君) それでは決議文を朗読させていただきます。

決議第1号、提出者、総合常任委員長、西岡良祐

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、いこいの館運営対策特別委員会を設置するものとする。

#### 記

1. 名称、いこいの館運営対策特別委員会。
2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
3. 目的、いこいの館の運営の安定と経営対策。
4. 委員の定数、8名。
5. 調査の期限、調査の終了まで。

古くから史跡と観光の町として栄えた当町は、笠置山をはじめとした史跡めぐりや、自然を活用したキャンプ・カヌーなどのアウトドアを楽しまれる方が大勢訪れ、全盛期には年間100万人を超える入込み客もあったほどですが、近年の不況の波と時代の変化と共に年々入込み客数も減少傾向にある中、笠置の再生を賭けて建設され

たのが温泉娯楽施設であるわかさぎ温泉 笠置いこいの館であります。

土地の誘致、温泉掘削、建物の建築等をすべて町が出資し、セクターとして平成9年に町の期待を背負ってオープンしました。

オープン当初は、物珍しさと温泉の質の良さが受け入れられ、近隣町村はもとより奈良、京阪神方面からの入館者も多く見られましたが、近隣の町村に同類の施設が多数建設されるとともに当館への入込みは激減し、ここ数年は町が補てんするなどの赤字経営が続いています。

経営や食部門を業者に委託するなど手立てを講じるも効果は薄く、更には建物の老朽化が懸念される中で、町がこれ以上の赤字補てんをするのは町の財政難を悪化させるものになりかねません。

笠置町議会は町が存続していくためには笠置いこいの館がどうあるべきか、その存在意義を問いたすため、ここに特別委員会を設置するものです。以上です。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいですか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって質疑、討論を省略します。

この採決は挙手によって行います。

決議第1号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、決議第1号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議は、可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました、いこいの館運営対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、名簿のとおり全議員8人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがっていこいの館運営対策特別委員会委員は、全議員8人を選任することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午後1時29分

再 開 午後1時37分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します

いこいの館運営対策特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。いこいの館運営対策特別委員会委員長に大倉博君、いこいの館運営対策特別委員会副委員長に坂本英人君が就任されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成28年第2回笠置町議会臨時会を閉会します。

本日はご苦労さまでした。

閉 会 午後1時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 松 本 俊 清

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三

署名議員 向 出 健